

運輸審議会半年報

平成25年7月~12月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成25年7月から同年12月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

平成25年7月～12月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
	1 事案処理状況	
	2 その他の状況	
III	答申の概要	4
IV	答申書	
	航 空	
	平25第9001号 Peach・Aviation株式会社からの 混雑空港運航許可申請について	5
V	説明聴取事案	8
VI	報告聴取等	9
VII	委員の構成等	10

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、許可等関係が、答申1件（航空1件）、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案の認定2件（港湾2件）であった。

1 運賃関係事案

○ 一般乗合旅客自動車運送事業

12月17日に九州産交バス(株)、産交バス(株)、熊本都市バス(株)、熊本電気鉄道(株)及び熊本バス(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について諮問された。(注)

2 許可等関係事案

○ 定期航空運送事業

9月12日に諮問されたP e a c h ・ A v i a t i o n(株)からの成田国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、9月26日、10月1日審議の上、同月3日許可することが適当である旨答申した。

○ 港湾

山口県からの徳山下松港に係る港湾区域の変更同意申請事案について、11月26日に説明を聴取し、12月5日に国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定した。

千葉県からの木更津港に係る港湾区域

(注) 同事案については、平成26年1月30日に申請どおり認可することが適当である旨答申している。

の変更同意申請事案について、12月12日に説明を聴取し、同月19日に国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定した。

3 その他事案

○ 現地調査

9月19日に独立行政法人港湾空港技術研究所について、11月14日に千葉市幕張新都心BRT（接続バス）について、11月28日に小田急小田原線線増連続立体交差事業（下北沢地区）について、それぞれ現地調査を行った。

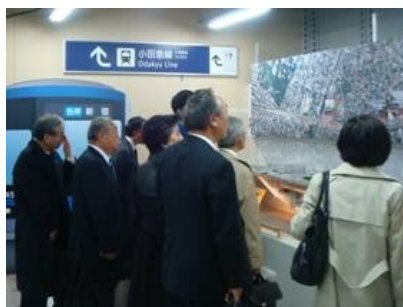
○ 報告聴取等

34件の案件について報告の聴取等を行った。



(独) 港湾空港技術研究所での現地調査

千葉市幕張新都心BRT（接続バス）での現地調査



小田急小田原線線増連続立体交差事業（下北沢地区）での現地調査

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成25年7月1日から
平成25年12月31日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	0	1	0	0	0	1
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	0	0	0	2	0	0	2
事 後 通 知 事 案 件 数	0	2	0	0	0	0	2

2 その他の状況

区 分	鉄・ 軌道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
報 告 聴 取 等 件 数	6	6	3	1	0	18	34
現 地 調 査 件 数	1	1	0	0	0	1	3

Ⅲ 答申の概要

今期は、航空関係 1 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

1. Peach・Aviation株式会社からの混雑空港（成田国際空港）運航許可申請事案

申請者である Peach・Aviation 株式会社は、成田（成田国際空港）～関西（関西国際空港）間において国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 25 年 9 月 12 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、低価格な運賃により、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 10 月 3 日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

IV 答申書

航 空

○国土交通省告示第 1033 号（平成 25 年 10 月 21 日）

国 運 審 第 9 号
平成 25 年 10 月 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

P e a c h ・ A v i a t i o n 株式会社からの
混雑空港運航許可申請について

平 2 5 第 9 0 0 1 号

平成 25 年 9 月 12 日付け国空事第 2549 号をもって諮問された上記の
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

P e a c h ・ A v i a t i o n株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、成田（成田国際空港）～関西（関西国際空港）間において国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成25年10月27日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日2又は3往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大5, 192回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を5回～24回、到着を8回～23回、合計を28回～32回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を8回～16回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び関西国際空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 当該路線では、現在、ジェットスター・ジャパン株式会社が1日3往復の運航を行っている。

申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまっ

て、低価格な運賃により、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

V 説明聴取事案

○港湾区域の変更同意申請

認定月日	申請者	事案の内容
12月5日	山口県	徳山下松港に係る港湾区域の変更同意
12月19日	千葉県	木更津港に係る港湾区域の変更同意

VI 報告聴取等

年月日	事 案 名	説 明 部 局
7月2日	水先レビュー懇談会取りまとめについて	海 事 局
7月4日	平成24年度首都圏白書について	都 市 局
7月9日	JR7社の平成24年度決算概要等について	鉄 道 局
7月11日	大手民鉄16社の平成24年度決算概要等について	鉄 道 局
7月16日	平成24年度国土交通白書について	総 合 政 策 局
7月18日	総合物流施策大綱(2013-2017)について	総 合 政 策 局
7月23日	公共交通事故被害者支援について	総 合 政 策 局
7月25日	本邦主要航空会社の平成24年度決算概要等について	航 空 局
7月30日	海事レポート2013について	海 事 局
8月1日	公共料金等専門調査会報告(案)について	運輸審議会審理室
8月20日	航空輸送の安全にかかわる情報(平成24年度)について	航 空 局
8月22日	鉄軌道輸送の安全にかかわる情報(平成24年度)について	鉄 道 局
8月27日	運輸企業の組織的安全マネジメント手法に関する調査研究について	国土交通政策研究所
8月29日	新高速乗合バスの運行開始について	自 動 車 局
9月3日	国土交通省重点政策について	総 合 政 策 局
9月5日	国土交通月例経済(H25年4月、5月、6月、7月、8月)について	総 合 政 策 局
9月10日	MICE国際競争力強化委員会最終とりまとめについて	観 光 庁
9月17日	第8回APEC交通大臣会合について	総 合 政 策 局
9月24日	地域鉄道支援の現状について	鉄 道 局
10月3日	鉄道の加算運賃について	鉄 道 局
10月8日	自動車運送事業の安全対策の強化について	自 動 車 局
10月15日	消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(10月1日閣議決定)	運輸審議会審理室
10月17日	災害に強い物流システムの構築に向けた取組みについて	総 合 政 策 局
10月22日	消費税率引上げに伴う乗合バス運賃改定について	自 動 車 局
10月24日	消費税率引上げに伴う旅客鉄道運賃改定について	鉄 道 局
10月29日	平成24年度乗合バス事業の収支状況について	自 動 車 局
10月31日	第3次交通ビジョン(船舶交通の安全・安心をめざした取組み)について	海 上 保 安 庁
11月5日	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針について	航 空 局
11月7日	港湾の津波避難対策に関するガイドラインの策定について	港 湾 局
11月12日	「オートパイロットシステムに関する検討会」の中間とりまとめについて	自 動 車 局
11月19日	交通政策基本法案について	総 合 政 策 局
11月21日	中国に進出している中小物流事業者の実態に関する調査研究	国土交通政策研究所
12月3日	当面の運賃・料金関係事案に係る利用者等の意見の聴取について	運輸審議会審理室
12月10日	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律について	自 動 車 局

Ⅶ 委員の構成等

○委員

平成25年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸審議会会長	上野文雄
会長の職務を代理する常勤の委員	鷹箸有宇壽
運輸審議会委員(非常勤)	保田真紀子
運輸審議会委員(非常勤)	島村勝巳
運輸審議会委員(非常勤)	松田英三
運輸審議会委員(非常勤)	河野康子

(備考)

1. 委員の再任

鷹箸 有宇壽 委員 (平成25年12月6日付け)

2. 委員の新任

河野 康子 委員 (平成25年12月6日付け)

3. 運輸審議会の会長の職務を代理する常勤の委員の鷹箸有宇壽の任期満了・再任に伴い、平成25年12月10日に国土交通省設置法第17条第1項及び第3項の規定に基づき、会長及び会長の職務を代理する常勤の委員の互選を行い、会長に上野文雄、会長を代理する常勤委員に鷹箸有宇壽を選出した。

<新委員紹介>



ここの やすこ
河野 康子

昭和54. 3 山梨大学教育学部卒業
4 千葉県市原市立湿津中学校教諭
(57. 3退職)

平成14. 6 いばらきコープ生活協同組合理事
16. 6 生活協同組合連合会コープネット事業連合理事
22. 6 日本生活協同組合連合会中央地連運営委員
24. 6 全国消費者団体連絡会事務局
8 全国消費者団体連絡会事務局長
25. 4 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
12. 6 運輸審議会委員

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成25年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸安全確保部会 部会長	鷹 箸 有宇壽
部会長の職務を代理する委員	島 村 勝 巳
委 員	保 田 眞紀子
専 門 委 員	岡 本 満喜子
専 門 委 員	河 内 啓 二
専 門 委 員	酒 井 一 博
専 門 委 員	高 巖
専 門 委 員	谷 口 綾 子
専 門 委 員	中 條 武 志
専 門 委 員	村 山 義 夫

○事案処理職員

平成25年12月31日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
大臣官房審議官（運輸審議会審理室長）	若 林 陽 介
総合政策局運輸審議会審理室調査官	杉 山 忠 継
総合政策局運輸審議会審理室主査	笠 原 由加里

運輸審議会半年報

平成25年7月～12月